

2019 年度 中央大学経済援助給付奨学金（所得条件型）

前期募集要項

1. 本奨学金の目的

本奨学金は、修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により学業の継続が困難な学生を支援することを目的とします。

2. 申請資格

次の（1）～（3）の条件をすべて満たす方が対象となります。

（1）本学に在籍する学部生（通信教育課程を除く）。

※現在休学中の方は、2019 年度前期に復学を予定している場合に限り申請することができます。

（2）父母両方の平成 30 年度（2018 年度）所得証明書〔平成 29 年 1 年間の収入・所得を証明するもの〕に記載されている金額（父母の合算金額）について、次の①・②の両方の基準を満たす者。

①給与・年金収入の合計金額が 300 万円以下（税込金額）

②合計所得金額が 192 万円以下

※所得証明書の記載について、次の a. b. c の区分毎に掲げた金額が算定対象となります。

a. 給与・年金の場合は、収入金額と合計所得金額。

b. 自営業等で営業所得の場合は、合計所得金額。

c. 収入・所得が一切ない場合は、所得金額が「0 円」と記載（「*」や「-」「空白」等は不可）。

（3）2019 年 3 月末の時点で標準修得単位数（*）を修得済であること。GPA ポイントは問わない。

（*）標準修得単位数＝卒業必要単位数÷4 年×2018 年度の学年

※成績発表の結果、履修制限（卒業制限）・スクリーニング制度により 2019 年度に進級できなかった方は対象外です。

※5 年次以上の方や休学歴のある方、過去に履修制限を受けたことのある方は、標準修得単位数について予め受付窓口までご相談ください。

【注意】

- ・日本国籍を有していない方は、査証における在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」または「定住者」（日本に永住する意思のある場合に限る。申請書類の「様式 1」にその旨を記入してください）である場合に限り出願できます。
- ・中央大学予約奨学金受給者は出願できません。
- ・2018 年度に学費減免措置（卒業単位まで残り 8 単位以下）を受けている場合、経済援助給付奨学金を受給することはできません。
- ・5 年次以上の方も出願できますが、申請時に学業計画報告書の提出が必要となりますので、早めに受付窓口へ申し出て書類を受け取り、申請期間に申請できるよう準備してください。

3. 給付金額・給付日

- (1) 給付金額：法・経済・商・文学部生…154,000円
総合政策学部生…193,000円
理工学部生…220,000円
※申請状況によっては、給付金額が減額になる場合があります。
- (2) 給付日：2019年5月下旬に2019年4月～2019年9月分を一括して振込予定

4. 申請方法等

- (1) 申請方法
次項「5. 申請書類」記載の申請書類を全て揃えて、受付窓口に提出するか簡易書留で郵送してください。
- (2) 申請期間
2019年1月11日（金）～2019年2月18日（月）【消印有効】
※入学試験期間(2月8日～16日)は窓口を閉室しますので注意してください。
※窓口出願の場合は、最終日(2月18日)窓口開室時間内までの受付となります。
- (3) 受付窓口
【法・経済・商・文・総合政策学部生】
〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1 学生部事務室厚生課
【理工学部生】
〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27 学生部事務室理工学部学生生活課

5. 申請書類

以下の書類を全て揃えて提出してください。記入の際は、必ず黒ボールペン(消せるボールペンは不可)を使用し、申請者本人が記入してください。不備がある場合は、選考の対象になりません。

	必要書類	注意事項
①	「中央大学経済援助給付奨学金(所得条件型)」申請書(様式1) ※A4サイズで出力	・在留資格が「定住者」の方は、日本に永住する意思があることを記入すること。 ・申請に間違いがないことを誓約する連帯保証人(父母のどちらか)を立て、連帯保証人欄に自署・押印をしてもらうこと。
②	「申請者本人の住民票(原本)」 または「申請者本人を含む世帯全員の住民票(原本)」 ※本表⑥に該当する方のうち、(5)戸籍謄本を提出する場合は、必ず「申請者本人を含む世帯全員の住民票(原本)」を提出すること。 ※広域交付住民票は不可 ※マイナンバーの記載がないもの	・市区町村役場発行のものであること(いずれも発行後3カ月以内のもの)。 ・日本国籍を有していない方は、国籍・在留資格・在留期間が記載されている住民票を提出のこと。 ・世帯全員分の住民票を取得した場合は、全ページ提出すること。

③	<p><u>父母両方</u>の平成 30 年度所得証明書(課税・非課税証明書)(原本) ※平成 29 年分の収入・所得が記載されているもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村役場発行のものであること。 ・所得証明書の名称・書式・発行時期は、各地方自治体によって異なる(ex. 市区町村民税・県民税課税証明書、特別区税・都民税課税(非課税)証明書)。 ・収入、所得の種類(内訳)と金額が明記されていること。 ・無収入の場合は、合計所得金額が「0円」と記載されていること(「*」や「-」「空白」等は不可)。
④	<p>口座振込依頼書(様式2) ※A4サイズで出力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人名義の振込口座を指定すること。
⑤	<p>誓約書</p>	<p>誓約文を熟読後、本人および大学に届け出ている保証人(父母のどちらか)の署名、押印が必要。</p>
⑥	<p>その他(コピー可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭で、所得証明書の「<u>寡婦・寡夫</u>」「<u>特別寡婦</u>」欄に「*」印や控除金額が記載されていない場合は、次の(1)～(5)のいずれか一点を提出のこと。 (1) 源泉徴収票(寡婦・寡夫欄に「*」印が記載されているもの) (2) ひとり親家庭等医療費受給資格者証 (3) 福祉医療費受給資格者証 (4) 児童扶養手当の支給証明書 (5) 戸籍謄本(発行後3カ月以内のもの) ※(2)、(3)、(4)については、有効期間又は有効期限内のもの。 ※(5) 戸籍謄本を提出する場合は、住民票の種類に注意すること(本表②を参照)。

注)申請書類を点検後、厚生課または理工学部学生生活課から申請書記載内容等を電話で確認する場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

6. 申請後の流れ

申請資格を満たし、かつ申請書類に不備がないことを確認・受理された者を対象として、家計状況および学業成績等を基に審査し、採用者を決定します。

7. 選考方法

書類審査のみ

※採用枠には限りがあるため、出願者が多い場合には、出願資格を満たしていても不採用となる場合があります。従って、選考結果発表は必ず確認するようにしてください。

8. 選考結果の発表

2019年4月10日(水) 10:00～

発表場所: C plus → 学生生活・就職関連のお知らせ

9. 奨学金給付

奨学金の給付は**2019年5月下旬**を予定しています。

10. その他注意点

- ・奨学金給付対象期間の2019年4月1日～9月30日に休学又は退学、停学や除籍となった場合は、受給資格を失いますので、振り込まれた奨学金は速やかに一括で返金する必要があります。
その他、奨学生として適当でないと奨学委員会が認めた場合や、提出された書類に虚偽の記載があることが判明した場合も同様とします。
- ・学外団体奨学金（日本学生支援機構奨学金は除く）やその他の学内給付奨学金との併給は、受けられない場合があります。
- ・提出された申請書類は返却できません。
- ・2019年度後期募集の申請期間は2019年6月下旬～7月下旬、振込は11月下旬を予定しています。
- ・申請書類（証明書等）は、マイナンバー（個人番号）の記載がないものを提出してください。
- ・マイナンバー（個人番号）が記載されているものについては、黒く塗りつぶす等、判読できないようにしてから提出してください。

11. 問い合わせ先

◇法・経済・商・文・総合政策学部生
学生部事務室厚生課

TEL：042-674-3461（平日 9:00～17:00／土曜日 9:00～12:00）

◇理工学部生
学生部事務室理工学部学生生活課

TEL：03-3817-1716（平日 10:00～18:00／土曜日 10:00～12:00）

※窓口時間は変更となる場合がありますので、本学 Web サイトで確認してください。

以 上